

火附盜賊改の研究

史料編

服藤弘司 編著

火附盜賊改の研究

史料編

服藤弘司 編著



創文社

服藤 弘司（はらふじ・ひろし）

大正10年生まれ、九州大学法文学部卒業、東北大学名誉教授。

著書 幕藩体制国家の法と権力全6巻（幕府法と藩法、大名預所の研究、大名留守居の研究、刑事法と民事法、相統法の特質、地方支配機構と法）、編著 藩法集4・金沢藩、同6・続金沢藩、同9・盛岡藩上、下、問答集1・三奉行問答（以上、創文社）。

〔火附盗賊改の研究 史料編〕

一九九八年五月二五日 第一刷印刷
一九九八年五月二〇日 第一刷発行

編著者 服藤 弘 司

発行者 久保井 浩 俊

印刷者 藤 原 豊

発行所 株式会社 創 文 社

〒101-8033

東京都千代田区麹町二一六一七

電話 〇三―三三六三―七二〇一

振替 〇〇一〇〇〇九二四七二

編著者との申し合せにより検印省略

藤原印刷・徳住製本

ISBN4-423-74077-X

Printed in Japan

序 言

一 『火附盜賊改の研究』史料編に収載した『刑例拔萃』（正編）は、火附盜賊改大林弥左衛門親中により編纂された同職の刑事判決録である。目録二巻、本文二二巻の合計二四巻より成り、文化七年（一八一〇）九月一日に成立した。

二 『刑例拔萃』につき触れるにあたり、第一に指摘しておかねばならないことは、これが、いわゆる「失はれたる近世法制史料」に数えられる記録の一つであるということである。

大正一二年九月一日の関東大震災により、東京大学付属図書館に保管されていた八〇〇〇冊（絵図類を含む）を超える貴重な旧幕府評定所の記録類は一朝にして烏有に帰した。この灰燼に帰した記録類を書上げた『徳川幕府評定所書類目録』（外題『徳川幕府評定所記録目録』（東北大学附属図書館本、写本）には、区分番号四〇五として、書名「刑例拔萃 自寛政度、至文久度」、冊数「八六」、「内、刑例拔萃二四冊、続刑例拔萃三六冊、同上追加一三冊、続々刑例拔萃目録共一三冊」とある。また、三浦周行氏が、焼失した記録類のうち重要なものにつき紹介された「失はれたる近世法制史料」（『統法制史の研究』所収）でも、『刑例拔萃』が採り上げられ、これにつき、編纂事由を中心に要領を得た解説がみられる。

この大震災で湮滅した記録類のなかには、江戸時代すでに他役所ないしは私人により副本が作成されていたものがあり、また罹災以前に、三浦氏が、京都大学のために複写本を製作していたものも若干存し、原本こそはや閲読することは不可能であるが、今日我々が利用し得る記録類が皆無というわけではない。まず、後者の三浦氏複写本については、同氏により、前掲論考のなかに「残存せる副本」なる項が設けられ、そこでその悉くにつき紹介が行われており、なお、平松義郎氏監修、京都大学日本法史研究会編『近世法制史料集』（全五冊）および京都大学日本法史研究会編『藩法史料集成』で

は、複写本の全冊が翻刻されている。

一方、前者の、すでに江戸時代に副本が作成されていたもの（あるいは、評定所記録に属するものが副本で、原本は他役所ないしは私人が所有していたもの）としては、評定所記録が明治二六年司法省より内閣記録課に移管されたのちの同二九年、評定所記録のなかに吸収され、以後斉しく評定所記録と呼ばれることになった、明治前期司法省の手により蒐集された記録類、すなわち、前記『徳川幕府評定所書類目録』では、「以下明治廿九年引続ノ分」として掲げられる記録類のなかに、この種のものが数多くみられる。この間の事情は、岩波書店刊『国書総目録』（全八巻、別巻一冊）を繙けば容易に納得し得るところであるが、念のため以下に若干の事例を掲げておく。『法曹後鑑』（六〇四——『徳川幕府評定所書類目録』の区分番号、以下同）、『大成令』（六〇六）、『地方聞書』（六〇八）、『地方落穂集』（六〇九）、『同追加』（六一〇）、『三秘集』（六一三）、『聞伝叢書』（六一四）、『教令類纂』（六一九）、『御当家令条』（六三二）、『憲法類集』（六三六）等々。

否、「失はれたる近世法制史料」にして、副本ないしは原本の存するものは、決して司法省蒐集記録に限られたわけではなく、旧幕府以来の固有の評定所記録についてもかなりみられた。どれほどの記録につき副本などが存するかの問題は、今後の重要な検討課題であるが、例えば、『類例秘録』（四〇三）、『的例問答』（四〇四）などがそれに該当するものであることは『国書総目録』より明らかである。なお、平松義郎氏が、三浦周行氏が副本の作成を行わなかったとして悔む『憲府記原』（三九四）や『五街道取締書物類寄』（三九八）なども（前掲『近世法制史料集』第一巻所収「近世法制史料集序」五頁、原本ないしは副本が存するのである。すなわち、前者の副本は、京都大学付属図書館に架蔵されており、一方後者は、原本が通信博物館に所蔵されており、児玉幸多氏の努力により、『近世交通史料集』（一、二）に収録され刊行も行われている。

確かに、三浦周行氏が指摘されるごとく、江戸時代、諸官衙の間では、一般にその記録の秘密を保持する風潮があり、

とりわけ司法関係記録については部外秘とし、副本の作成を厳禁し、他官庁へこれを示さないという一般的傾向がみられたことは認めねばならない（前掲論文、一三九〇頁）。

しかし、例えば、評定所で厳しく管理された『公事方御定書』（上、下巻、下巻が『御定書百箇条』）についてさえ、これが活発に活用されはじめた宝暦一〇年（一七六〇）からわずか一八年しか経過しない安永七年（一七七八）には、早くも福井藩（松平家）では、『御定書百箇条』を模倣した『公事方御定書』が編纂され、その後相次いで諸大名家でこれを手本とした藩刑法典が編集されたのみならず、幕末期には、地方の庄屋宅にさえ、『御定書百箇条』の写本が所蔵されるという有様であった。かかる事例より窺えるごとく、たとえ司法関係の記録類にしても、とくに利用価値の高いものについては、幕府の標榜する秘密主義は有名無実にすぎなかった。現に、例えば、「失はれたる近世法制史料」のなかでも、重要な記録のうちに数えられる評定所の編纂にかかる幕府最大の刑事判決録たる『御仕置例類集』（一六〇～一六四）には、寺社奉行所旧蔵本（国立国会図書館所蔵）と、なお別に内閣文庫所蔵の二本の副本があり、また斉しく評定所編纂の民事判決録たる『裁許留』（五一～六四）についても、全四五冊のうちわずか一冊にすぎないが、その写本が東京大学法制史資料室に保管されており、これについてもまた、副本の作成が行われたのである。

以上要するに、三浦周行氏は、東京大震災で焼失した評定所旧蔵記録については、もはやこれらを他に求めることは極めて困難であるとし、その被害の甚大さを強調されるが（前掲論稿一三八九・九〇頁）、そのうちのかんりのものは副本が作成されており、我々に残された課題は、徒らに、すでに灰燼に帰してしまった記録類のことを悔恨するのではなく、各地の図書館、史料館などの書庫に眠る膨大な史料のなから、一つでも多く、「失はれたる近世法制史料」の副本の発見に務めることである。

本書で翻刻せんとする東北大学附属図書館所蔵の『刑例拔萃』は、さきに示した『徳川幕府評定所書類目録』から明ら

かなごとく、前後四回にわたり編纂された『刑例拔萃』の、第一回目の正編のみの副本であり、従って、その分量も全体の四分の一強にしかすぎない。しかし、たとえその一部であろうとも副本が発見されたことは、今後のこの方面の研究に光明を与えるものとして、おおいに我々を力づけてくれるものである。

三 『刑例拔萃』正編の刊行にあたり、対校本として利用した東京都立中央図書館所蔵本には、成立事情を窺い得る手掛りは全くない。これに対し、底本とした東北大学附属図書館本には、各冊の巻末に、「天保十一年夏写之 布施政晴」とあり、この副本が、天保十一年（一八四〇）夏、布施政晴なる者により筆写されたことが知られる。しかし、残念ながら、この布施政晴が如何なる身分、経歴の人物であったかはいま直ちに断定できない。

天保十一年夏当時、火附盜賊改（加役）の職にあったのは、土屋三郎右衛門長有か山田三十郎重光の何れかであり、布施政晴が加役でなかったことは疑いない。しかし、『柳営補任』を繙けば明らかなごとく、ここに掲げられた布施姓は、慶長六年（一六〇一）家康軍の先手頭を勤めた初代の布施孫兵衛重次、父の跡を継ぎ、同じく先手頭に任ぜられた二代目孫兵衛重直をはじめ、その子孫と推定される孫兵衛ないしは藤兵衛を名乗るものが主流を占めており、その多くは目付より先手頭を勤め、とくに布施孫兵衛直郷は、元文五年（一七四〇）正月一日、西丸目付より先手弓組に就き、翌寛保元年（一七四一）七月二五日には加役を兼帯しており、布施姓を名乗る家が、先手頭の家柄であったことは争う余地がない。

かかる事情を踏まえた場合、布施家の分家の出身ではないかと推定される布施政晴が、先手頭の与力を勤め、加役に任ぜられた頭に率いられ、加役方与力として活躍したという仮説が全く成り立たないわけではない。ひとまずここでは、東北大附属図書館蔵『刑例拔萃』は、加役方与力を勤めた布施政晴が、自己の職務上の便宜のために作成した写本という、大胆な憶測を行っておくが、勿論正確なことについては後考を俟たねばならない。

四 『刑例拔萃』編纂の意図および編纂の過程については、目録巻の冒頭に掲げられた、大林弥左衛門および草加宇右

衛門両者の序文より窺知し得る。まず、前者の編纂の意図である。

先手頭大林弥左衛門が、江戸の火付、盜賊、博奕などの犯罪の検挙、裁判を掌る火附盜賊改加役にはじめて就任したのは、文化元年（一八〇四）一〇月であり、以後一時中断はあったが、同八年一月二一日退任するまで七年間この職を務めた。

彼がこの役職を通じ確信したことは、およそ刑罰の目的（本質）は、不正を懼れさせ、惡を徹底的に懲らしめ、もつてこの世から犯罪を撲滅せしめる点にあった。そのためには、裁判を担当する者は、須らく厳正な裁判を心掛け諸人を納得させねばならない。しかし、犯罪はまさに千差万別であり、迅速にして、しかも適正な刑罰を科すことは決して容易ではなく、それを達成するためには、否応なしに先例の参照が不可欠とされた。ここに、中古以来火附盜賊改役所で取捌いた刑事判決録を蒐集し、これを犯罪の種類、輕重により分類整理し、『刑例拔萃』なる一書を編纂し、これを活用することにより刑罰の適正を図り、もつて犯罪の絶滅という刑罰の目的を達成せんと決断したのである。

弥左衛門が加役を兼任した当時、火附盜賊改役所には、寛保元年四月この役に任ぜられた栗原仁右衛門が編集した『御仕置帳』（二四五）をはじめ、以後の加役が、これに倣いそれぞれ作成した『御仕置帳』（二四六～二五四）が少くとも三五冊、さらにこれとは別に、天明八年（一七八八）一〇月加役を拝命した松平左金吾以下、ほぼ歴代の加役が作成した『御仕置伺（窺）』（八〇～八）と名付けられた記録が、少なくとも一九〇冊存在した筈である（前掲『徳川幕府評定所書類目録』）。

長谷川平蔵宜為の跡を襲い、寛政七年（一七九五）五月、加役に拔擢された森川源五郎孝盛が、その退職後、新井白石の『折たく柴の記』を模して執筆した『蟄の焼藻』には、平蔵の加役在任中に、増加役（加役を補佐するため、火災頻発の危険がある一〇月より翌三月までの間加役を命ぜられた者、当分加役ともいう）を命ぜられた太田運八郎資同が、その就任に際し平蔵より申し送られたものは、わずかに、古くから伝わる御仕置伺帳控のみにすぎず、職務の遂行に随分支障を来した

と述べている（『近古文芸 温知叢書』一一編所収、下）。あるいは、『御仕置帳』については副本は作成されず、増加役には、『御仕置伺』の控のみが手渡されたのかも知れない。

それはともかく、弥左衛門は、この加役の引継文書とされた『御仕置帳』と『御仕置伺』の二者のみでは、彼が意図した迅速かつ厳正な裁判を行ううえで不充分と感じたことは論を俟たない。然らば、これら両記録は如何なる内容の刑事判決録であつたか。

幸にも、この『御仕置帳』と『御仕置伺』の内容については先学の研究が存在する。まず、三浦周行氏が前掲論考「失はれたる近世法制史料」において、「失はれたる近世法制史料」に属するものとして、これら両記録の全体につき、その内容および火附盗賊改の裁判上における意義につき概説するとともに、別に「残存せる副本」の項で、これら両記録のうち、京都大学のために標本として複写した一冊ずつ、すなわち、『御仕置帳』については、賛越前守時代の『（從安永八亥年五月至天明四辰年六月）御仕置帳』（一五二『御仕置帳 賛越前守掛 自安永八年（右カ）至天明四年』）、『御仕置伺』については、大久保喜右衛門時代の『（從安永八亥年五月至天明四辰年六月）御仕置伺』（二一八『御仕置伺 大久保喜右衛門伺 文久元年』）につきそれぞれ簡単な解説を加えている。

さらに、これら残存せる副本を翻刻した前記『近世法制史料集』のうち、この両記録を収録した同書第五巻で、前者の『（從安永八亥年五月至天明四辰年六月）御仕置帳』については中沢巷一氏が、一方、後者の『（文久元年四月）御仕置伺』については林紀昭氏が、それぞれ詳細かつ懇切な解題を執筆している。従つてここでは、先学の解題に依拠し、両記録の特徴につき簡単に触れ、それを通じ、弥左衛門が何故これら両記録に満足しなかったかの事情につき述べておくに止める。

まず、前者の『御仕置帳』であるが、副本として残る前掲『（從安永八亥年五月至天明四辰年六月）御仕置帳』より推察されるごとく、本記録は、火附盗賊改が、その在職中に取捌いた刑事事件につき、老中の裁可を得て判決を下した際の申渡書を集録したものである。各火附盗賊改ごとに冊数が更められ、多いものは十冊、少ないものは一冊に纏められており、それぞれにつき申渡

書が、老中下知の日を基準にはば編年形式で収録されている。各申渡書の冒頭には、老中への進達年月日、下知のあった年月日、および仕置執行の年月日が掲げられているが、本文には勿論、加役方より老中への伺書などは記載されず、簡潔な犯罪事実と、それに対する科刑が記されているにすぎない。弥左衛門が、この『御仕置帳』を裁判の際の参考史料にならないと断じたのは、これがただ、判決録を編年方式で並列したにすぎず、内容につき何等の分類、整理も行われておらず、しかも三五冊という膨大な量に上ったことによるものであらう。

つぎに、『御仕置伺』であるが、これまた副本として残存する前掲『文久元酉年 月御仕置窺』よりその内容を推察することができる。本記録は、書名の示すごとく、火附盜賊改が取捌いた刑事事件につき、処罰を行うため刑を擬し、老中の裁可を求めた伺書を集録したものである。本記録もまた『御仕置帳』と同様、各火附盜賊改ごとに冊数が更められており、各冊については、老中下知の日を基準に編年方式により伺書が収録されている。

火附盜賊改の老中への伺書は、町奉行のそれに比しやや簡略であったといわれるが（平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』八五九―六二頁）、少くとも『文久元酉年 月御仕置窺』をみる限り、決して町奉行の伺書に比し遜色があるとは思われない。ただ火附盜賊改には、『御定書百箇条』が手交されておらず、御定書の引用がないといった程度にすぎず、実に丹念に犯罪事実の調査が行われており、火附盜賊改の吟味が苛酷を極めたという風聞も、強ち噂にすぎないとはいい切れない。三浦氏は、この『御仕置伺』の特徴の一つとして、「犯人の前科につきて大名領地の刑法を載せたもの多」かったと説くが、これは吟味にあたった与力、同心が、犯人の前科についても執拗に糾問し、それを余すところなく伺書に記載したことを意味する。

弥左衛門は、この『御仕置伺』についても、裁判に際し先例集としての意義を認めなかったが、これは、ただ伺書についてのみ、編年形式で羅列されたにすぎず、しかも一九〇冊という膨大な量に上ったということ以外に、なお、伺書の内

容が、余りにも煩雑にわたりすぎるといふ点も存したのではあるまいか。

上述より明らかなごとく、弥左衛門がその序文で、古くから加役方に備えつけられた『定例之書』と称する『御仕置帳』と『御仕置伺』の両記録にのみ頼っているのは、到底彼が目指さんとする迅速かつ厳正な裁判を行なうことは不可能と判断したのである。『定例之書』は、徒らに犯囚の罪状の「多端異類」を載せるのみで、迅速な検索には何の役にも立たず、量刑に臨み参考となる格例を捜査するのに不便極まりない代物にすぎなかった。

弥左衛門が、『定例之書』に痛烈な批判を加え、敢えて『刑例拔萃』の編集に乗出した意図が極めて明瞭になった。彼は序文で、『刑例拔萃』が如何なる内容を具備した刑事判決録でなければならないかについても簡単ながら触れている。

『刑例拔萃』は、中古以来の罪犯の軽重、異同を明確にし、数多の判決例のなかよりその萃を抜き出し、刑名に従いそれをいくつかに類別したものでなければならなかった。そして彼は、主張する通りの刑事判決録を編んだ。後述のごとく、『刑例拔萃』では、中古以来の判決例が、刑の軽重、犯罪の種類、犯人の身分という三種の基準のもとに分類、整理されており、量刑にあたり相当例が迅速に索引可能なように製作されていた。

ただ最後に念のため一言付記しておきたいことがある。大林弥左衛門は、それまで加役方役所の『定例之書』とされた『御仕置帳』と『御仕置伺』の両書につきその意義を認めず、新規に『刑例拔萃』の編集を断行した。しかし、この『刑例拔萃』の編集にあたり、彼が資料として利用したのは、『定例之書』たる『御仕置帳』と『御仕置伺』の二者以外の何物でもなかった筈である。

とくに彼は、『御仕置伺』については、これを最重要の典拠として縦横無尽に活用した。このことは、『刑例拔萃』に収録された判決例のうちもっとも時代の早いものは、松平左金吾掛のものであったという一事により十分実証されることであり、さらに、もっとも数多く採用されたのが、池田雅次郎掛の事件と、大林弥左衛門掛のものであったということも傍

証となし得よう。

弥左衛門が引継いだ『定例之書』たる『御仕置帳』と『御仕置伺』の両者は、何れも大震災で烏有に帰した評定所記録に属するものと推定されるが、すでに一言したごとく、『徳川幕府評定所書類』に掲げられた『御仕置伺』のうちもつとも古いものは、松平左金吾伺の『御仕置伺』（八〇、一一冊、自天明八年至寛政四年）であった。そして、この左金吾以降の評定所記録の『御仕置伺』は、池田雅次郎伺（八一、六七冊）、奥田主馬伺（八二、六冊）、岡部内記伺（八三、九冊、八四、一八冊）、大河内善兵衛伺（八五、二四冊）、間宮友三郎伺（八六、五冊）、戸川大学伺（八七、一七冊）、荒尾但馬守伺（八八、三三冊）と続き、つぎに大林弥左衛門伺（八九、六五冊、自文化五年至同七年）が掲げられるが、これより明らかなごとく、池田雅次郎伺と大林弥左衛門伺の両者がその分量として圧倒的に多く、これが必然的に、『刑例拔萃』への収録が多いという結果を齎させたのであろう。『刑例拔萃』の主体をなす犯罪事実と火附盜賊改の疑律の部分は、おそらく『御仕置伺』を根拠に作成され、末段に掲げられた老中下知の部分は、『御仕置帳』などを参照し記載されたのであろう。

これを要するに、『定例之書』は、弥左衛門が意図する刑事判決録としては失格であったが、決してこれが全く無用の長物であったわけではなく、とくに、いわゆる「記録書」としての価値は没すべからざるものがあり、それがため、弥左衛門自身も『御仕置伺』を編纂し続け、また、『刑例拔萃』成立後も、なおこれら両書とも命脈を保ち続けたのである。そして、『刑例拔萃』と『定例之書』との関係についての、上述のごとき筆者の説が正鵠を得たものと仮定すれば、『刑例拔萃』を活用することにより、「失はれたる近世法制史料」とされる『御仕置伺』と『御仕置帳』の両者の内容、とくに前者の内容につき、その一部は窺知し得るのである。

五 眼を転じ、『刑例拔萃』編纂の過程である。『刑例拔萃』の編纂を直接担当したのは草加宇右衛門であった。彼の経歴については、いま直ちに明らかになし得ない。しかし、彼が先手頭大林弥左衛門配下の与力であったことは、大林の序

文に、「隊中、騎吏、草加宇右衛門」とあることより疑いない。草加は、隊長大林の、犯罪の撲滅には刑事判決録の具備が絶対必要という考えに積極的に賛同し、彼の命をうけ、二カ年の歳月を費し『刑例拔萃』の編纂をなし遂げ、これを大林に提出した。

大林は、これを配下の浜村武兵衛、吉川権左衛門、井上吉十郎、上崎八郎次および金沢専蔵の五人に命じ清書させ、文化七年九月一日、御用番若年寄堀田摂津守正教に対し、公用人尾島定右衛門の手を経てこれを上呈した。堀田は、『刑例拔萃』を熟読のうえ、これは、火附盜賊改の刑事判決録の龜鑑とするに相応しい優れたものであると喜び、以後これに新例を追加し、後役に引継いでいくよう大林に命じた。ここに、これまで火附盜賊改役所の『定例之書』とされた『御仕置帳』と『御仕置伺』の両者に伍し、『刑例拔萃』もまた、同役所の『定例之書』としての地位を確立するに至った。

六『刑例拔萃』は、後段「惣目録」に示すごとく二部より成り、各巻一部ずつの構成とされている。

部分けにあたり採用された基準は一律ではなく、刑罰（科刑）、犯罪態様、身分という三種が用いられた。すなわち、第壹「火罪并火之事ニ携候部」以下第五「蔽之部」までの前半五部は、刑罰を基準に部分けが行われており、つぎに、第六「謀書、謀判、似セ手紙之部」より第拾五「可訴出儀内分ニ而取斗之部」までの中間一〇部は、犯罪の態様により分類され、第拾六「町役人、村役人、差添人之部」以下第貳拾貳部「無宿并隠鉄炮之部」までの後半七部は、犯人（被告人）の身分を基準に分類されている。もっとも、第壹「火罪并火之事ニ携候部」では、刑罰と犯罪態様の両者が、また第貳拾壹「非人并非人ニ携候部」では、犯人の身分と犯罪態様の両者が混同されるなど、二つの基準を併用した事例も若干みられ、必ずしも整然と類聚されているわけではない。

近世期における刑事判決録の編纂にあたり、『刑例拔萃』にみられたごとく、ひとり犯罪態様ないしは刑罰の種類のみならず、なお犯人の身分による分類まで採用したことは、決して特異な事例ではなくごく一般的にみられた現象であった。

例えば、『御仕置例類集』では、「人殺疵附狼藉等」、「博奕」、「附火」、「盜賊」といった犯罪行為による部分け以外に、「侍出家社人御用達町人小もの等」、「女」、「穢多非人」という身分の差別による部分けが併用されており、とくに『司法資料』第二七三号『徳川時代裁判事例統刑事ノ部』に収められた第三部「徳川裁判事例 完」では、これに収録された宝暦三年（一七五三）より文化四年（一八〇七）までの刑事判決例三〇三件が、まず、「目見以上」、「目見以下」、「諸家来」、「足輕等」、「小者」、「神職」、「寺院」、「百姓」、「町人」、「町医」、「女」、「幼年」、「座頭」、「浪人」、「無宿」および「穢多非人」の一六種の身分に大別され、ついで、これらそれぞれの身分のもとで、犯罪態様の分類を行うという方式が採用されている。

近世期の刑事判決録の編纂にみられた、かかる身分による分類の重視は、勿論その最大の根拠として、近世社会の顕著な特色たる身分制度が、刑法の領域にもそのまま導入され、身分により刑罰に輕重が設けられたことを指摘せねばならないが、なおそれ以外に、幕府が、特定の身分階層については、それぞれの身分階層が独自に設けた団体法に準拠し、その頭による一定の制限仕置権を認めたこと、および身分により裁判手続に差異を設けるという、独特の裁判制度を採用したことなどの影響も無視できない。

それはともかく、刑事判決例の編集にあたり、単に犯罪態様による分類のみに限定せず、刑罰による分類、さらには、身分による分類をも同時に導入するという方式が採用される以上、一つの犯罪事件が、絶えず一個所に纏って掲載されるということはあり得ず、二つないしは三つの部に分割されて採録されるという事例がしばしばみられた。『刑例拔萃』には、総計九七〇件の仕置例が収録されているが、これは決して犯罪件数を表わすものではなく、処罰された人数を示すものであり、犯罪件数はこれより遙かに少なかった。

なおここで、『刑例拔萃』と『御仕置例類集』との関係につき触れておかねばならない。『御仕置例類集』を繕けば容易

に明らかなごとく、同書には、数多くの火附盜賊改よりの伺に對する評定所の評議が収録されている。これは、火附盜賊改より老中に伺い出られた事件のうち、火附盜賊改が伺書で示した擬律に問題ありと判断された場合は評定所に下げ渡され、そこでの評議を踏まえ、老中より火附盜賊改に下知が発せられたからである。従つて、我々は、『刑例拔萃』のみによつては、如何なる根拠に基づき、老中が同書に掲げたごとき科刑を火附盜賊改に指示したかを理解することができないが、『御仕置例類集』を併せ参照することにより、老中より火附盜賊改に指示された刑罰の根拠を理解することが可能となる。かかる意味において、『刑例拔萃』と『御仕置例類集』とは密接不可分の關係にあつたといわねばならない。

もっとも、両者がかかる關係にあつたからとて、『刑例拔萃』に掲げられた全刑事判決例につき、老中より下知された刑罰の根拠が、『御仕置例類集』を繙けばすべて説明されるというものではない。さきに一言したごとく、火附盜賊改より老中に伺い出られた事件すべてが、評定所の評議に廻されたわけではなく、さらに、『刑例拔萃』、『御仕置例類集』とも、それぞれ、前者については、同役所で取捌いた全事件が収録されたわけではなく、また後者についても、同所に下げ渡された事件すべてが採録されてはおらず、『刑例拔萃』に掲げられた老中下知の刑罰の根拠が、すべて明らかになし得るわけではない。因みに、『刑例拔萃』が、火附盜賊改取捌きの刑事事件の一部しか収録しないことは、書名として、『刑例拔萃』なる名称が採用されたことにより、また、『御仕置例類集』が老中より下問のあつた事件の一部しか収録していないことは、『御仕置例類集』『古類集』の凡例に、同書の編纂にあたり、採録する評議例取捨の基準が明記されていることより窺知し得る。

七 『刑例拔萃』は、文化七年九月成立の後一年余の間は、本文に新例が追加挿入されたが、八年一二月を最後にこの作業は中止され、以後しばらく放置されたままであつた。しかし、前掲『徳川幕府評定所書類目録』からも明らかなごとく、『刑例拔萃』には続編が存在したのである。

三浦周行氏は、この『刑例拔萃』の続編につき、つぎのごとく説く。「水野采女（重明）牧志摩守（義制）の属僚保坂源太夫（良浩）等を督して続修せしめたりしもの嘉永二年に至りて成れり、即ち続刑例拔萃なり。老中阿部伊勢守（正弘）はこれを見て可となし、爾後続撰を怠る勿らんことを命ぜり。本書の追加（『続刑例拔萃追加』——筆者註）及び続々編（『続々刑例拔萃』——同上）は何れも此命令に基きて成れるものにして正編以下続々編に至る迄年代は寛政より文久に互れり」と。

『続刑例拔萃』以下の三編については現在発見されておらず、いま直ちにここで断定を下すことはできないが、三浦氏の前記『続刑例拔萃』編纂過程の解説は、『刑例拔萃』の序文を念頭におく限り、『続刑例拔萃』に加えられた序文を根拠としたものであろう。ただここで注意しておきたいのは、三浦氏は、『続刑例拔萃』の編纂者として、水野采女と牧志摩守の二人の加役を挙げるが、水野采女は、天保一五年（弘化元年）（一八四四）一〇月一五日増加役を命ぜられ、翌弘化二年、翌々三年と三カ年間増加役を勤務したのち、弘化三年一二月一五日には京都町奉行に拔擢された。一方牧志摩守は、采女の跡役として同日増加役を拝命し、嘉永二年（一八四九）一〇月八日には小普請奉行に転出した。かかる経緯を踏まえた場合、『続刑例拔萃』編集のことは、おそくとも、水野采女が加役方の職にあった弘化三年一二月以前に開始され、彼の京都町奉行への転任により、後任者たる牧志摩守がこの事業を継承し、彼の在職中の嘉永二年中に完成したと解して差支えない。

火附盗賊改役所のユニークな刑事判決録たる『刑例拔萃』は、『続刑例拔萃』成立後もなお続編作成の事業は継続され、『続刑例拔萃追加』および『続々刑例拔萃』の二本が成立したことは前述の通りである。

前掲江戸幕府最大の刑事判決録たる『御仕置例類集』は、文化六年（一八〇九）に、最初の『御仕置例類集』たる『古類集』（明和八年〜享和二年の仕置例を含む）が編纂されて以来、『新類集』（享和三年〜文化一二年）、『続類集』（文化一二年〜

文政九年）および『天保類集』（文政一〇年～天保一〇年）と前後四回にわたり編集事業が継続されており、なお評定所收藏の『御仕置例類集』では、『天保類集』との関係が明確ではないが（諸般の事情を考慮した場合、『新々類集』は『天保類集』と別本ではなく、『天保類集』成立後に、これに新例を追加し、嘉永五年までの裁判例が含まれたものと推定される）、これとは別に、さらに『新々類集』（文政一〇年～嘉永五年）も存在したことになるっており、これを加えれば五回にわたり編集が行われ、その冊数も合計二四二に及ぶ。

これに対し、『刑例拔萃』は、正編以下続々編まで合計八六冊にすぎず、その規模においては到底『御仕置例類集』の足許には及ばない。しかし、『刑例拔萃』（正編）は、『御仕置例類集』（『古類集』）の編集に刺戟されてか、これが成立した翌文化七年には早くも編集を完了しており、しかも、『御仕置例類集』（『新々類集』）が嘉永五年までの裁判例までしか収録しないのに対し、『刑例拔萃』（続々編）には、文久年間までの裁判例が収められている。

さらに、『刑例拔萃』成立前において、加役方の『定例之書』とされた『御仕置帳』と『御仕置伺』の両者のうち、前者の『御仕置帳』は、渡辺孫左衛門兼役中に編集された文化一三年より文政元年までの仕置例を収めたものを最後に、これ以降の分は、少なくとも評定所旧蔵本の目録中には見当らない。これに対し、後者の『御仕置伺』については、前述のごとく、大久保善右衛門の文久元年までのものが作成されており、この『御仕置伺』は、評定所旧蔵本だけでも一〇〇九冊を数えた。また、『徳川幕府評定所書類目録』には、上記諸『御仕置帳』、『御仕置伺』および『刑例拔萃』以外に、別に『加役御仕置当』（六五四）なる記録が書き上げられており、これは一二冊より成り、文化元年より安政二年までの裁判例を含むとされている。

幕府は、宝暦九年（一七五九）八月、火附盗賊改に対し、

加役相勤候者、只今迄睨と致し候申送等も無之、先々取計候儀及承、又ハ加役相勤候者、時々存寄をも相加取計候由、